



変えよう! 奨学金

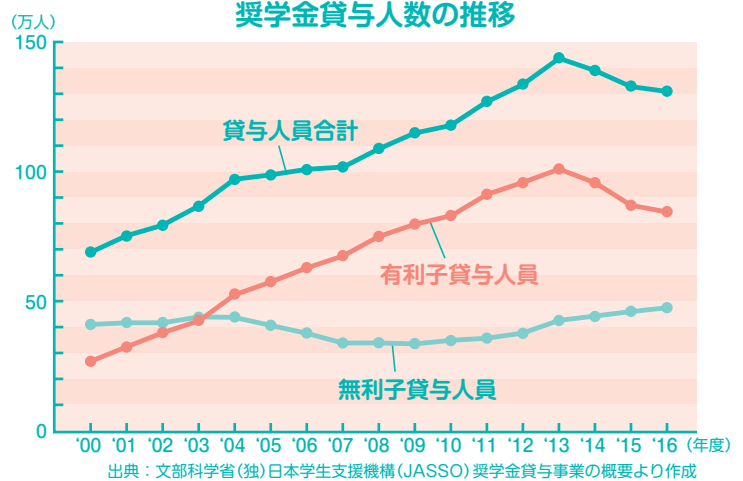
- 1 貸与から給付へ ~本来の奨学金に~
国の給付型奨学金制度のさらなる充実を!
- 2 貸与型奨学金の改善
利息・延滞金のない、無利子の奨学金を希望者全員に!
所得に応じた無理のない返済制度を!
- 3 大学等の学費の引き下げや
授業料減免の拡充を!

署名活動実施中

貸与なのに「奨学金」?

無利子奨学金を希望者全員に!

かつて日本育英会(現日本学生支援機構)の奨学金は無利子のみでした。それが政府の教育政策の転換により、1984年に有利子枠が作られ、その後、有利子枠が拡大し、今や奨学金を利用する大学生の $\frac{2}{3}$ が有利子枠となっています。無利子枠が少ないため、基準を満たしても無利子枠の貸与を受けられない学生が大勢います。



諸外国並みの「給付型奨学金制度」への改善を!

学生・父母の教育費負担軽減を図るために、私たちが長年求めてきた「給付型奨学金制度」がようやく創設されることになりました。しかし、給付対象者は初年度2,800人、本格導入の2018年から2万人を対象に支給すると言われていますが、海外の制度と比較すると、極めて限定的な内容にとどまっています。

諸外国の給付型奨学金受給割合と授業料

国名	受給者割合	授業料
アメリカ	48%	あり
イギリス	49%	あり
ドイツ	25%	なし
フランス	35%	なし
日本	2017年度 0.35% 2018年度 2.5%	あり

出典: 文部科学省給付奨学金検討チーム資料(2016年7月)等より作成



一人ひとりの署名の力で 無利子奨学金の予算が6年連続で増加!

2016年度は、全国22万4,380筆のご協力をいただきました。

2012年度以降、無利子奨学金の貸与人員の予算枠を引き上げる政策への転換がなされる中、2017年度予算では前年度から2万4千人増(計49.9万人)の予算が措置されました。奨学金は基本的に「無利子」とすべきであり、私たちは卒業後の心配なく、安心して学ぶことのできる「給付制奨学金制度」の充実を求めています。

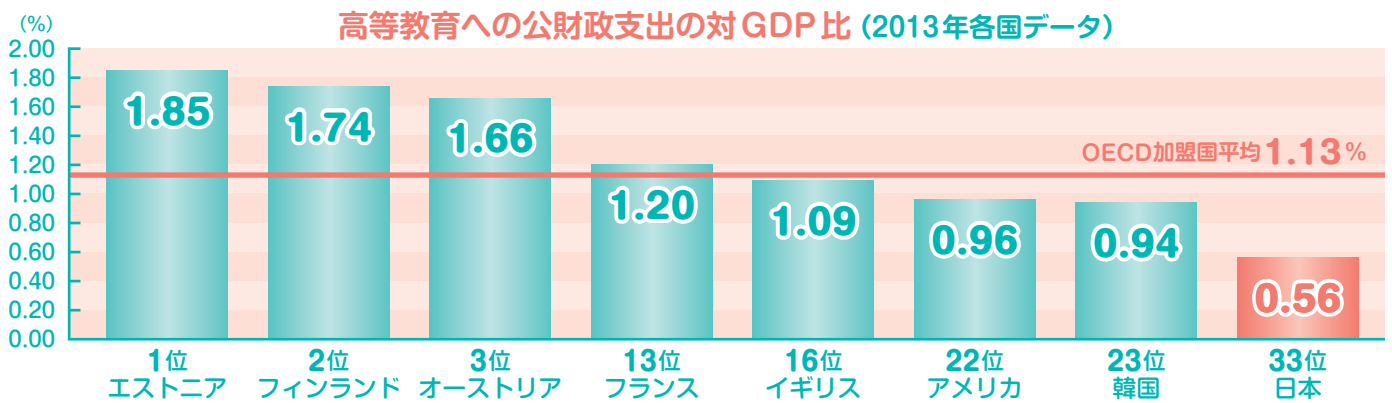
増やそう! 減らそう!

高等教育予算
私大助成

学費負担

● 高等教育への支出は6年連続で最下位!

日本の高すぎる教育費の原因は、海外諸国と比較して見ても極めて低い教育予算にあります。高等教育機関(大学など)に支出されている公的な財政は、対GDP比0.56%と日本は6年連続で最下位となっています(OECD加盟国の平均は1.13%)。



※出典：OECD「図表でみる教育」(2016年版)より作成

● 学生納付金(授業料)・奨学金の国際比較

学生納付金(授業料)・奨学金制度を諸外国との比較で見ると、フランス、ドイツでは入学料・授業料ともに無償化されるとともに、その他の国々も給付を基本とした奨学金制度が整備されており、日本の学費負担軽減と奨学金制度の改善は急務の課題です。

	日本 (2014年)	韓国 (2014年)	アメリカ (2012年)	カナダ (2015年)	フランス (2013年)	ドイツ (2016年)
授業料	国立大学 81万7千円 私立大学 (全体平均) 131万1千円	国公立大学 (全国平均) 41万9千円 私立大学 (全体平均) 79万9千円	四年制州立大学 (全国平均) 63万4千円 四年制私立大学 (全体平均) 192万7千円	州立大学 (全国平均) 57万円 ※大学のほとんどが 公立	入学料・ 授業料なし 年間学費登録料 (2万3千円) と 健康保険料 (2万6千円) のみ徴収。	入学料・ 授業料なし 学生バス代と学生 福祉会費等の合 算額(3万3千円) のみ徴収。学生の 96%が州立大学に 通う。
奨学金	【貸与・年額】 無利子 36万~76万円 有利子 36万~144万円 ※2017年度から給付 奨学金制度を創設	【給付・年額】 6万7千円 ~52万円 所得水準により決定	【給付・年額】 連邦:28万円	【給付・月額】 低所得世帯 2万3,900円 中所得世帯 9,600円	【給付・年額】 第1種 (20万円) { 第7種 (68万円)	【半額貸与】 【半額給付】 (親と同居) 年額:63万円 (親と別居) 年額:89万円

※出典：文部科学省「諸外国の教育統計」(2016年度版)等より作成

請願署名って なに?



請願は、日本国憲法(第16条)で保障された国民の権利で、住所と名前を書いた文書で提出します。未成年者もできますが自筆が原則です。国籍や年齢による制限はなく、1人でもできます。請願署名は衆議院・参議院の文科委員会で審議されます。

【日本国憲法第16条、請願権】

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

【請願法第2条】

請願は、請願者の氏名(法人の場合はその名称)及び住所(住所のない場合は居所)を記載し、文書でこれをしなければならない。

お問合せ

京都私立大学教職員組合公費助成推進会議

〒602-8469 京都市上京区中筋通浄福寺西入中宮町311 TEL 075-415-1092 FAX 075-415-1093